

【登記されていないことの証明書とは】

認知症などの理由で判断能力の不十分な方は、財産の管理や契約等の法律行為を自分で行うことが困難であるため、そのような方を保護し、支援するために、成年後見という制度があります。

成年後見の手続きを行うと、判断能力の不十分な方は、成年被後見人等（被後見人・被保佐人・被補助人）となり、その内容が登記（記録）されます。

「登記されていないことの証明書」は、成年被後見人等として登記（記録）されていないということを証明するものです。

【申請できる人】

本人、4親等内の親族（親族関係を証する戸籍等が必要）、代理人（委任状が必要）

【証明書の手数料】

1通 300円（収入印紙）

【申請場所】 ※支局、出張所では証明書の発行は行っておりません。

福岡法務局戸籍課

その他全国の法務局・地方法務局（各県の本局）の戸籍課

東京法務局後見登録課

【申請書の配布場所】（申請書のコピーは、必ずA4用紙に等倍で行ってください。）

福岡法務局ホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp/fukuoka/frame.html>

全国の法務局・地方法務局の戸籍課、支局、出張所の窓口

【申請の方法】

1. 窓口で申請する方法 → **〔1〕** へ

2. 郵送で申請する方法 → **〔2〕** へ ※申請書送付から証明書返送までの期間：約1週間～10日

〔1〕 窓口で申請する方法

【福岡県内の取扱い窓口】（郵送申請の取扱いは、東京法務局のみです。）

福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号 福岡法務局戸籍課（1階）

※ 管轄はありませんので、福岡県以外の住所、本籍地の方についても発行出来ます。

【窓口取扱い時間】

月曜日～金曜日（祝日を除く）の9時から17時まで

※ 待ち時間は、通常、約10分～20分程度です。

【持参が必要なもの】 ※ 本人確認資料とは、運転免許証、健康保険証、パスポート等です。

（例1）本人が窓口で申請する場合

本人確認資料

(例2) 代理人が窓口で申請する場合

- ① 委任状
- ② 代理人の本人確認資料

(例3) 配偶者又は4親等内の親族が窓口で申請する場合

- ① 窓口に来られる方の本人確認資料
配偶者又は四親等内の親族であることを証する、戸籍謄抄本又は続柄の記載がある住民票の原本

【2】 郵送で申請する方法 ※申請書送付から証明書返送までの期間：約1週間～10日

【郵送での申請書送付先】

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
東京法務局民事行政部後見登録課 ☎03-5213-1360 (直通)

【封筒に同封するもの】 ※ 本人確認資料とは、運転免許証、健康保険証、パスポート等です。

(例4) 本人が郵送で申請する場合

- ① 申請書(手数料分の収入印紙を貼付)
- ② 本人確認資料のコピー
- ③ 返信用封筒(あて名を書き、切手を貼ったもの)

(例5) 代理人が郵送で申請する場合

- ① 申請書
- ② 委任状
- ③ 代理人の本人確認資料のコピー
- ④ 返信用封筒(あて名を書き、切手を貼ったもの)

【問い合わせ先】

福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号

福岡法務局戸籍課(1階) ☎092-721-9334 (直通)

【法務局までの目安】

地下鉄赤坂駅から 徒歩約5分 都市高速天神北ランプから 約2km
法務局前バス停から 徒歩約5分 赤坂門バス停から 徒歩約7分

